

板橋区指定医（介護保険）設置要綱

（平成 11 年 9 月 20 日区長決定）

（設 置）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条第 3 項及び第 32 条第 2 項の規定に基づき、要介護認定及び要支援認定の申請があった場合において、当該申請に係る被保険者に主治の医師がないとき、その他当該被保険者の主治の医師の意見を求めることが困難なときに、当該被保険者に区があらかじめ指定する医師の診断を受けさせ、その結果に基づき主治の医師の意見を求めるため、板橋区指定医（介護保険）（以下「指定医」という。）を配置する。

（業務内容）

第 2 条 指定医は、介護保険被保険者の要介護認定及び要支援認定が円滑に進行するよう、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）区の依頼に係る介護保険被保険者に対し診療を行い、主治医意見書を作成すること。
- （2）区の依頼に係る介護保険被保険者の同意を得て、当該被保険者の主治医となること。
- （3）区が実施する研修会への参加及び指定医としての資質の向上に努めること。

（指定及び登録）

第 3 条 指定医は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に定める医師で高齢者医療及び介護保険制度について十分な知識と経験のある医師の中から、区長が指定し、区に登録する。

- 2 前項の規定による指定は、公益社団法人板橋区医師会（以下「医師会」という。）の推薦を受けた者の中から行う。
- 3 区長は、第 1 項の規定による登録をしたときは、医師会に通知する。
- 4 指定医は、第 1 項の規定により登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに区に届け出るものとする。

（診療の義務等）

第 4 条 指定医は、区から第 2 条第 1 号に掲げる業務を依頼されたときは、区が指定する期日以内に診療及び主治医意見書の作成を行うよう努めるものとする。

（守秘義務）

第 5 条 指定医は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（診断命令等）

第 6 条 法第 27 条第 3 項ただし書及び第 32 条第 2 項の規定に基づく診断命令は、介護保険課が行う。

- 2 第 2 条第 1 号の主治医意見書の作成費用は、板橋区の予算の範囲内で処理する。

ただし、主訴・異和（寝たきりを含む。）があるときの診察に係る費用は医療保険に請求する。

（指定医の解除）

第7条 区長は、指定医が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除し、登録を抹消する。

- （1）医師法第4条又は第7条第1項に該当するとき。
- （2）医師法施行令（昭和28年政令第382号）第6条第2項に該当するとき。
- （3）第2条及び第5条の規定に違反したとき。
- （4）指定医として、ふさわしくない非行があったとき。
- （5）指定医が、指定医解除届を区に提出したとき。

（研 修）

第8条 区は、定期的に指定医の研修を計画し実施する。

（様 式）

第9条 この要綱の施行に必要な様式は、別記のとおりとする。

板橋区指定医（介護保険）推薦書	第1号様式
板橋区指定医（介護保険）解除届	第2号様式
板橋区指定医（介護保険）指定登録簿	第3号様式
板橋区指定医（介護保険）指定登録通知書	第4号様式

（庶 務）

第10条 指定医に関する庶務は、介護保険課で行う。

（委 任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定医に関し必要な事項は、介護保険課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

板橋区指定医（介護保険）解除届

年 月 日

板 橋 区 長 様

届出者

所在地

医療機関名

代表者名

私は、下記の理由により板橋区指定医（介護保険）解除届を提出いたします。

理由

